

健保通 2号
令和8年2月18日

全員通知

三菱自動車健康保険組合
(公印省略)

保険料率並びに平均標準報酬月額改定の件

首記の件、令和8年度保険料率(健康保険・介護保険)・子育て支援金料率並びに
平均標準報酬月額が下記のとおり決定致しましたので通知申し上げます。了

記

1. 保険料率改定

		令和8年度	令和7年度
健康保険	料率	90.0／1000	90.0／1000
	負担 内訳	事業主 53.1：個人 36.9	事業主 53.1：個人 36.9
介護保険	料率	18.0／1000	23.0／1000
	負担 内訳	事業主 9.0：個人 9.0	事業主 11.5：個人 11.5
子ども・子育て 支 援 金	料率	2.3／1000	
	負担 内訳	事業主 1.15：個人 1.15	
改 定 日		保険料は令和8年3月1日改定とする。(徴収は4月給与から) 但し、健康保険法第37条(任意継続被保険者)該当者の 保険料率適用は4月1日とする。 なお、支援金は4月1日改定とする。(徴収は5月給与から)	

【ご参考】

«健康保険料率内訳»

	一般保険料率 ※	調整保険料率	計
事業主	52.3330 /1000	0.7670 /1000	53.1000 /1000
被保険者	36.3670 /1000	0.5330 /1000	36.9000 /1000
計	88.7000 /1000	1.3000 /1000	90.0000 /1000

※一般保険料率内訳

	基本保険料率	特定保険料率	計
事業主	26.3318 /1000	26.0012 /1000	52.3330 /1000
被保険者	18.2984 /1000	18.0686 /1000	36.3670 /1000
計	44.6302 /1000	44.0698 /1000	88.7000 /1000

2. 平均標準報酬月額改定

	令和8年度	令和7年度
平均標準報酬月額	500,000円	470,000円